

## 資料 4

### 「宮城県観光振興財源検討会議報告書（案）に対する御意見の募集」 (パブリックコメント) の結果について

#### 1 募集期間

令和元年12月6日（金）から令和2年1月6日（月）まで

#### 2 提出方法

- （1）郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法
- （2）意見等提出の様式は自由だが、いずれの方法でも、住所、氏名（団体・企業の場合は、その名称及び代表者の氏名）、電話番号の記載が必須
- （3）言語は日本語に限る

#### 3 受付状況

受付件数 1,028件（郵便741件、ファクシミリ143件、電子メール144件）

#### 4 意見等の状況

項目	1 はじめに	2 宮城県の観光の現状と課題	3 宮城県の観光振興施策	4 新たな財源確保策の在り方	5 財源確保策の制度設計	6 その他
件数	0	2	92	759	301	148

意見等合計 1,302件

**「宮城県観光振興財源検討会議報告書（案）」への主な御意見に対する  
宮城県観光振興財源検討会議の考え方**

No	項目	御意見等の内容（要旨）	御意見等に対する検討会議の考え方
1	3（2） 観光振興施策の方向性と取組イメージ	各市町村には観光協会、一部の市町村にはDMOがあり、観光行政が多重化し、効率性にも疑問があるので、観光行政は各地域に任せればよいのではないか。	地域毎の点としての観光地整備だけではなく、複数の観光地をつなぐルートを造成するといった広域的な活動に関する連携等については、宮城県がその役割を担う必要があると考えます。 <b>【報告書 P15 ②宮城県の役割】</b>
2	3（3） 今後必要な観光振興施策・事業規模	これまで実施してきた観光振興施策を更にプラスアップし、これまで以上の規模の施策を広く展開していくことが絶対に必要である。 また、県内宿泊者数は上り調子であることに加え、今後もインバウンドや国内誘客獲得に係るビッグチャンスが続くので、継続して事業費を投入し、発展的に事業を継続すべきだと考えます。	今後も、宮城県においては、交流人口の拡大、インバウンド対応としての受入環境の整備促進、沿岸部のにぎわい創出に加え、オーバーツーリズムなどの環境変化への対応など、観光需要の増加に向けた取組を充実させる必要があると考えます。 <b>【報告書 P21 （2）財源確保を行う理由】</b>
3	3（3） 今後必要な観光振興施策・事業規模	これまで以上に税金の使い道の効果性・透明性が求められると思いますので、計画に基づく、効果を追求した事業執行をお願いします。	新たな観光振興財源の使途等については、観光振興における県の役割を整理し、その必要性や優先順位、中長期的な計画等に基づき、事業実施を検討する必要があると考えます。 <b>【報告書 P35 6おわりに】</b>
4	3（3） 今後必要な観光振興施策・事業規模	宿泊税の使用目的が明確になっていないのではないか。	新たな観光振興財源は、復興を遂げた「みやぎ」らしい体験・滞在型の観光資源の整備等の観光振興施策に活用されることになりますが、具体的な事業は、宮城県の予算編成時において検討されていくことになります。 <b>【報告書 P20 ③観光振興施策の財源活用・使途イメージ】</b>

No	項目	御意見等の内容（要旨）	御意見等に対する検討会議の考え方
5	4 (2) 財源確保を行う理由	なぜ宿泊税が必要なのか、具体的な説明がない。	今後も宮城県に観光客を多く呼び込み、交流人口を拡大し、富県宮城の実現や地方創生につなげていくためには、観光振興の取組の更なる充実が必要であることから、そのための継続的かつ安定的な財源の確保が必要不可欠と考えます。 <b>【報告書 P21 (2) 財源確保を行う理由】</b>
6	4 (2) 財源確保を行う理由	交付金と基金を活用した事業の執行金額に対する費用対効果や今後の課題等を的確に検証し、本当に必要な予算がどれくらいか明確になっていないのではないか。	観光客入込数や宿泊者数の実績などが効果を表す指標として考えられるが、観光振興施策の費用対効果を事業単位で評価するのは困難かと思われます。 一方で、交流人口の拡大に向けては、更なる取組の充実が必要となりますので、必要な事業規模を慎重に検討する必要があると考えます。 <b>【報告書 P19 ②観光振興施策の事業規模】</b>
7	4 (5) 観光振興財源の確保策	事業を行うにあたり、財源確保が必要だと思いますが、一般財源の支出が困難という状況であれば、宿泊税導入もやむを得ないと思います。この上り調子の状況の中で、多少宿泊料金が上がっても宿泊者数に大きな影響はないものと思います。	宮城県では、今後、一般財源等により観光関連予算を増額することは極めて難しい状況で、継続的かつ安定的な財源の確保が必要不可欠と考えられます。 他の先行自治体の例では、宿泊税導入後ににおいても、宿泊者数の減少傾向は見られておりません。 <b>【報告書 P21 (1) 観光振興施策の財源を検討する必要性】</b>

No	項目	御意見等の内容（要旨）	御意見等に対する検討会議の考え方
8	4（5） 観光振興財源 の確保策	国の交付金が減少するなか、必要な財源を確保することは、喫緊の課題であると理解できるので、観光振興目的で徴収する税金は理解が得やすいと考えます。	地方公共団体の自主財源の比較検討を行った結果、観光振興施策に計画的に取り組むためには、一定規模以上の財源を継続的かつ安定的に確保し、受益者を広く設定し負担を求めることが可能な財源として、最も有効な手法は「地方税」と考えられ、また、この財源は、観光振興という特定の目的にのみ使用され、観光客等の受入環境整備等の財政需要の財源を確保するためのものであることから、「法定外目的税」が望ましいと考えられます。 <b>【報告書 P27 （5）観光振興財源の確保策】</b>
9	4（5） 観光振興財源 の確保策	県内のある温泉地によく行きますが、年々寂れているような印象があります。宿泊税で安定した財源を確保し、活性化されることを望みます。	新たな観光振興財源は、交流人口の拡大に向けた、観光資源の発掘・磨き上げ等の観光振興施策にも活用されることになります。 <b>【報告書 P19 ②観光振興施策の事業規模】</b>
10	4（5） 観光振興財源 の確保策	税金を基に、宮城県の観光がますます良くなり、より多くの方に来訪してもらえるのであれば、決して悪いことばかりではないので、無駄にせず大切に使っていただきたい。	新たな観光振興財源は、交流人口の拡大に向けた様々な観光振興施策に活用されることになりますが、その使途については、優先順位や中長期的な計画等に基づき、事業実施を検討する必要があると考えます。 <b>【報告書 P20 ③観光振興施策の財源活用・使途イメージ】</b>
11	4（5） 観光振興財源 の確保策	宿泊税の導入については、観光客を県内外から受け入れ、おもてなしをする方々や、県民の意見をまず聞いてほしい。	検討会議では、観光関係事業者等への意見聴取を実施したほか、県民等からは、パブリックコメントでもご意見を伺っております。 納税義務者や事業者等の理解が得られるよう十分な話し合いをしながら、検討を進める必要があると考えます。 <b>【報告書 P35 6おわりに】</b>

No	項目	御意見等の内容（要旨）	御意見等に対する検討会議の考え方
12	4（5） 観光振興財源 の確保策	観光目的ではなく、ビジネス客等からも觀光振興財源目的で課税するのか。	ビジネスやその他の目的で訪れた旅行者についても、公共サービスの受益を享受していることから、「観光客等」に含めるものとしております。  【報告書 P28 ②負担を求める対象の検討】
13	4（5） 観光振興財源 の確保策	県税ではなく地域事情のわかる市町村税として徴収すべきではないか。	地域毎の点としての観光地整備だけではなく、複数の観光地をつなぐルートを造成するといった広域的な活動に関する連携等については、宮城県がその役割を担う必要があると考えます。  【報告書 P21 （1）観光振興施策の財源を検討する必要性】
14	4（5） 観光振興財源 の確保策	不公平な税で宿泊業のみ負担を負わせることになる。	新たな観光振興財源として、その対象となる観光行動等を検討した結果、宿泊は観光行動として明確であり、観光客等の捕捉が可能であることと、実際に税を負担する能力を有していると判断されることから、宿泊行為への課税が適当であると考えます。事業者等の理解が得られるよう十分な話し合いをしながら、検討を進める必要があると考えます。  【報告書 P35 6おわりに】
15	4（5） 観光振興財源 の確保策	県民の利用が多いので、この負担は県民が負うことになる。	県民にも負担を求めることがあります、新たな観光振興財源として、その対象となる観光行動等を検討した結果、宿泊は観光行動として明確であり、観光客等の捕捉が可能であることと、実際に税を負担する能力を有していると判断されることから、宿泊行為への課税が適当であると考えます。  【報告書 P27 （5）観光振興財源の確保策】

No	項目	御意見等の内容（要旨）	御意見等に対する検討会議の考え方
16	4（5） 観光振興財源 の確保策	東京・大阪・京都といった観光客が溢れている場所と被災地である宮城県とは違うので宿泊税導入は反対。	宮城県では、今後、一般財源等により観光関連予算を増額することは極めて難しい状況で、今後も、交流人口の拡大、インバウンド対応としての受入環境の整備促進、沿岸部のにぎわい創出に加え、オーバーツーリズムなどの環境変化への対応など、観光需要の増加に向けた取組を充実させるためには、継続的かつ安定的な財源の確保が必要不可欠であると考えます。 <b>【報告書 P21 （2）財源確保を行う理由】</b>
17	4（5） 観光振興財源 の確保策	宿泊事業者の事務量も大きく増加するし、お客様への説明も難しい。	新たな観光振興財源として、その対象となる観光行動等を検討した結果、宿泊は観光行動として明確であり、観光客等の捕捉が可能であることと、実際に税を負担する能力を有していると判断されることから、宿泊行為への課税が適当であると考えます。事業者等の理解が得られるよう十分な話し合いをしながら、検討を進める必要があると考えます。 <b>【報告書 P35 6おわりに】</b>
18	4（5） 観光振興財源 の確保策	「消費税増税」「入湯税」「宿泊税」の三重課税を負わされることになる。	特別徴収義務者となり得る宿泊事業者等の方が、多くの事務を取り扱うことが想定されますので、その負担感も踏まえて、慎重に検討する必要があると考えます。 <b>【報告書 P35 6おわりに】</b>
19	4（5） 観光振興財源 の確保策	他地域との競合に負ける。	宮城県の観光客入込数は、東日本大震災により震災前の約7割まで減少しましたが、平成30年には6,414人と過去最高を記録しております。他の地域との競争力が低下しないように、新たな財源による観光振興施策の取組の充実が必要と考えます。 <b>【報告書 P21 （2）財源確保を行う理由】</b>

No	項目	御意見等の内容（要旨）	御意見等に対する検討会議の考え方
20	4 (5) 観光振興財源の確保策	課税が増えることにより利用者が減少し、職場を失う可能性がある。	他の先行自治体の例では、宿泊税導入後においても、宿泊者数の減少傾向は見られておりません。 今後の交流人口の拡大に向けて、更なる取組の充実が必要であり、新たな観光振興財源の確保が必要不可欠であると考えます。 <b>【報告書 P21 (2) 財源確保を行う理由】</b>
21	5 (1) 納税義務者の検討	民泊等の施設は、宿泊税の対象に該当しているのか。該当しないのであれば問題である。	納税義務者の対象としては、住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊施設）の宿泊者も対象として検討する必要があると考えます。 <b>【報告書 P30 (1) 納税義務者の検討】</b>
22	5 (1) 納税義務者の検討	いかなる宿にも税金が課せられるのか。配慮があつてもいいのではないか。	納税義務者としては、旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所のほか、民泊施設への「宿泊者」を対象とする内容で検討する必要があると考えており、宿泊施設自体に課税されるわけではありません。 <b>【報告書 P30 (1) 納税義務者の検討】</b>
23	5 (2) 免税点及び課税免除の検討	1泊1万円未満の場合、非課税にする等の財政的に厳しい小規模施設への対策をお願いしたい。	今回のパブリックコメントでの御意見等も踏まえ、「免税点及び課税免除についても検討することが望ましい」としております。 <b>【報告書 P30 (2) 免税点及び課税免除の検討】</b>
24	5 (2) 免税点及び課税免除の検討	小中学生・高校生等、修学旅行等からも徵収するのはひどい。	今回のパブリックコメントでの御意見等も踏まえ、「免税点及び課税免除についても検討することが望ましい」としております。 <b>【報告書 P30 (2) 免税点及び課税免除の検討】</b>
25	5 (2) 免税点及び課税免除の検討	長期の湯治客からも徵収するのはいかがなものか。	今回のパブリックコメントでの御意見等も踏まえ、「免税点及び課税免除についても検討することが望ましい」としております。 <b>【報告書 P30 (2) 免税点及び課税免除の検討】</b>

No	項目	御意見等の内容（要旨）	御意見等に対する検討会議の考え方
26	5 (3) 税率の検討	税率については、他自治体の先行事例があり、負担の程度が分かりやすい定額が良いと思います。	財源確保策の制度設計については、税率などの設計内容により、納税義務者の負担はもとより、今後の観光振興に大きく影響が出ることから、慎重に検討する必要があると考えます。 【報告書 P35 6 おわりに】
27	5 (3) 税率の検討	税率については、これまでの震災対応予算で実施した事業規模等により検討するのが望ましいと考えます。	財源確保策の制度設計については、税率などの設計内容により、納税義務者の負担はもとより、今後の観光振興に大きく影響が出ることから、慎重に検討する必要があると考えます。 【報告書 P35 6 おわりに】
28	その他	宿泊事業者等に説明がないまま、議論が先行するのは拙速であり、いかがなものかと思う。	事業者の理解が得られるよう十分な話し合いをしながら、検討を進める必要があると考えます。 【報告書 P35 6 おわりに】
29	その他	宿泊者数が減れば税収は期待できないので、それよりは支出を見直し、財源を捻出することで、宿泊税に頼る必要はなくなる。	宮城県では、今後、一般財源等により観光関連予算を増額することは極めて難しい状況で、事業の見直しとともに、継続的かつ安定的な財源の確保が必要不可欠と考えます。 【報告書 P21 (2) 財源確保を行う理由】
30	その他	海外はもとより、国内から見ても、宮城県の知名度は決して高くなく、業界及び各施設のPR不足等も考えられるが、宮城県が観光振興施策を実施しても、各観光地が均等に潤うことではなく、予算の無駄かと思うがどうか。	地域毎の点としての観光地整備だけではなく、複数の観光地をつなぐルートを造成するといった広域的な活動に関する連携等については、宮城県がその役割を担う必要があると考えます。 【報告書 P15 ②宮城県の役割】